

北広島市上下水道事業特定業務共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、北広島市上下水道事業が発注する業務委託（建設工事に係る委託業務を除く。）に係る特定業務委託共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務)

第2条 共同企業体に発注することができる業務（以下「対象業務」という。）は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 公募型指名競争入札による業務
- (2) プロポーザル方式による業務
- (3) その他管理者が必要と認める業務

(構成員の数)

第3条 共同企業体の構成員の数は、2又は3者とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(構成員の組み合わせ)

第4条 構成員の組み合わせは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 北広島市競争入札等参加資格者名簿に登録された業者の組み合わせであること。
- (2) その他管理者が特に必要と認める条件を満たす組み合わせの場合。

(構成員の要件)

第5条 共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 対象業務に必要とする条件を満たしている者であること。
- (2) 対象業務に係る2以上の共同企業体の構成員でないこと。

(出資比率)

第6条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。ただし、これによりがたいとき又は第3条ただし書きの規定を適用するときは、管理者は別に出資比率の最小限度基準を定めるものとする。

- (1) 2者の場合 30パーセント
- (2) 3者の場合 20パーセント

(代表者の要件)

第7条 共同企業体の代表者は、構成員のうちでより大きな経営力及び技術力を有し、かつ出資比率が最大であるものとする。

(対象業務の指定)

第8条 対象業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 水道施設等維持管理業務
- (2) 下水処理施設等維持管理業務
- (3) 検針・収納等業務
- (4) その他管理者が指定する業務

(結成方法)

第9条 共同企業体の結成方法は自主結成とする。

(資格申請)

第10条 結成された共同企業体は、競争入札又はプロポーザルの参加資格審査を申請するときは、指定の期日までに、次の各号に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 業務委託入札参加資格審査申請書又はプロポーザル方式参加資格審査申請書
- (2) 共同企業体協定書の写し
- (3) 委任状及び使用印鑑届（第1号様式）
- (4) その他管理者が定める書類

(存続期間)

第11条 当該業務の契約の相手方となった特定共同企業体の存続期間は、当該業務の契約の履行後3月を経過するときまでとする。

2 当該業務の契約の相手方とならなかった特定共同企業体の存続期間は、当該業務に係る契約が締結されたときまでとする。

(編成表の提出)

第12条 契約を締結した共同企業体は、契約の日から5日以内に共同企業体編成表（第2号様式）を管理者に提出するものとする。同編成表の記載事項に変更が生じた場合も同様とする。

附 則

1 この要領は、令和3年10月18日から施行する。